

へいわかしの木保育室乳児等通園支援事業運営規程

(事業所の名称等)

第1条 松戸市が認可する本事業の保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 へいわかしの木保育室

(2) 所在地 松戸市松戸1333番地1コスモ松戸ステーションスクエア108

(施設の乳児等通園支援の目的及び運営の方針)

第2条 へいわかしの木保育室（以下、当保育室という。）の乳児等通園支援事業は保育所に通っていないこどもも含め、全てのこどもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

- 2 当保育室の乳児等通園支援事業は、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を提供し、ものや人への興味や関心が広がり、成長できるよう援助する。
- 3 当保育室は、保育に関する専門性を有する職員が、乳児等通園支援事業を行うことにより家庭との緊密な連携の下、利用乳幼児の心身の育ちを援助する。
- 4 当保育室は、地域社会との交流及び連携を図り、地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努めるものとする。
- 5 当保育室の乳児等通園支援事業は、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育の内容)

第3条 当保育室の乳児等通園支援事業は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚生労働省告示第117号）を理解した上で「乳児等通園支援事業の実施に関する手引き」を参考に実施する。

(1) 実施方法

余裕活用型

(2) 利用方法

定期的な利用 定期的ではない柔軟な利用等

(3) 食事の提供

提供の希望を受け、離乳食の提供体制や体調不良等、個々の状況に応じた対応について「保育所における食事の提供ガイドライン（厚生労働省）」「食物アレルギー対応マニュアル」（松戸市）をもとに、可能な範囲で提供する。

(4) 特別な支援が必要な家庭の対応

関係機関との連携の中で、必要な家庭に向けた対応及び支援を行う。

(5) 事前面談の実施

利用の際には事前に利用面談を実施し、子どもの育ちや成育の状況を確認する

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし、このうち乳児等通園支援事業のための兼務の保育士を配置する。ただし、員数について、基準を下回らない範囲で増減することがある。

(1) 施設責任者 1名 常勤専従 施設運営管理

(2) 保育士 3名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。

(事業の実施日及び実施時間)

第5条 事業を実施する日は、月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。その他実施が極めて困難であると市長が認めた場合、実施を見合わせができるものとする。

2 実施時間

月曜日から金曜日の9時30分から16時までとする。

3 一人当たり1か月10時間を上限とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第6条 当保育室の乳児等通園支援事業を利用した保護者は、松戸市が定める利用料を利用時間に応じて支払うものとする。（別表1）

2 保護者は、第1項に定めるもののほか、給食の提供を受けた場合には別表第1に掲げる費用を負担する。

3 次の世帯の保護者は申請により適用が認められた場合には利用料の減免を受けることができる（別表2）

(1) 生活保護世帯

(2) 市民税非課税世帯

(3) 市民税所得割額7万7,101円未満の世帯

(4) 市長が特に認めた場合

(定員)

第7条 当保育室の乳児等通園支援事業定員は、利用定員のうち充足していない人数とし、上限数を次のとおり定める。

クラス年齢	1歳児	合計
	5名	5名

(利用の開始・終了に関する事項)

第8条 当保育室の乳児等通園支援事業は、松戸市から発行されたアカウントで利用申請した利用者に対し、状況を調整の上承認し、面談終了後、利用が確定したこれに応じるものとする。

2 当保育室の乳児等通園支援事業は、以下の場合には事業の提供を終了するものとする。

- (1) こどもが3歳になった場合
- (2) こどもが保育所等に入園し、在籍した場合
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合

(緊急時における対応方法)

第9条 当保育室の職員は、利用中のこどもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又はこどもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 利用中に事故が発生した場合は、児童の保護者等に連絡するとともに、状況に応じ松戸市に連絡する他、必要な措置を講じるものとする。

3 当保育室の乳児等通園支援事業は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待防止の為の措置)

第11条 当保育室は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第12条 職務遂行上収集した個人の情報等に関し、児童及びその保護者の生命及び権

利に背く事項でない限り、その事項を外部にもらすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第13条 職務遂行上収集した個人の情報等に関し、漏洩又は紛失することのないよう研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、2025年7月1日より施行する。

別表第1 利用料と実費負担について

利用料	月10時間まで 月10時間を超えた初めの4時間まで 月10時間を超えた5時間目以降	1時間300円 1時間350円 1時間400円
給食費	提供を受けた場合	1食 300円
おやつ代	提供を受けた場合	1食 50円

別表第2 適用後の利用料の一時間あたりの減免額

対象世帯	減免額	減免後の利用料
(1) 生活保護世帯	300円	0円
(2) 市民税非課税世帯	240円	60円
(3) 市民税所得割額7万7,101円未満の世帯	210円	90円
(4) 市長が特別に認めた場合	150円	150円